

(参照条文)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄

(審査基準)

第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 (略)

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）抄

(隊員の採用)

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

○ 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）抄

(隊員の採用)

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 (略)

(試験の方法)

第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

3 (略)

(選考による採用)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、防衛大臣が定める。

(予備自衛官補の採用)

第二十七条の二 予備自衛官補は、十八歳以上三十四歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。

2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第二十六条第一項及び第二項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。

3 予備自衛官補の身体検査の合格者に係る基準は、前条に規定する身体検査の合格者に係る基準の例による。

(雑則)

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。